

最新動画などは
こちらから



自交総連東京

全国自動車交通労働組合総連合東京地方連合会機関紙

5 / 1
(2026年)

No. 1208

発行=全国自動車交通労働組合総連合
東京地方連合会(自交総連東京地連)
〒110-0003 東京都台東区根岸4-11-10
電話3871-4115(代表) FAX3871-4120
発行人=林 悦夫
1部50円 郵送料別
(毎月1日の1回発行)
郵便振替口座 00110-2-66026番
購読料 前納制 1,500円
昭和51年11月5日第三種郵便物認可

全
都
協
共
同
自
教
版

歴史的な証人尋問 飛鳥グループ 賃金未払い訴訟

運賃改定に乗じた係数

「0・9585」の暴挙を許すな

2022年11月の運賃改定に伴い、飛鳥交通グループが断行した一方的な賃下げを問う「飛鳥裁判」の証人尋問が4月17日、東京地裁526号法廷で5時間半にわたり開かれました。

法廷には原告側3氏に加え、東京地連から徳永委員長が証言台に立ち、経営側の主張の不当性と組織的暴挙を厳しく指摘。被告側2人の主張を事実上論破し、本案の核心に迫る極めて重要でかつ最大のヤマ場を迎えました。

会社側の「経営判断」を厳しく追及

最初に被告会社側から、経営陣を代表して三浦常務および

飛鳥第5労組・小石委員長が出廷。三浦常務は、燃料費高騰

より経営環境の厳しさを理由に賃金体系変更の正当性を主張しました。原告側弁護団から、労働者の同意なき係数導入の違法性や算定根拠の

不透明さについて鋭い追及がされました。また、会社側と歩調を合わせる労働組合の姿勢に対して



第1回口頭弁論後の弁護団会議にて、争点を確かめる弁護団(右)と傍聴支援者(下)



裁判の経緯と争点

経緯：運賃改定に乗じた「賃下げ」

2022年の運賃改定の際、飛鳥交通グループが「営業収入に0.9585を掛けて低く計算する(賃金のカット)」という新賃金体系を就業規則の変更という形で、一方的に強行。これに対し、労働組合(自交総連東京地連)が未払い賃金の支払いを求めて提訴しました。

争点：不透明な「係数」の違法性

- ①不利益変更の根拠不足：会社側は、なぜ賃下げが必要なのか具体的な経営データを示していない。
- ②運賃改定の趣旨違反：国が「乗務員の処遇改善」のために認めた値上げ分を、会社がかすめ取る形になっている。
- ③不当労働行為：誠実な交渉を拒否したとして、都労委から会社側へ救済命令(謝罪文掲示など)が出されるが会社側が拒否。



意義：業界全体の「ピンハネ」阻止

この裁判は1社の問題ではなく、全国の他社への波及を防ぐ「タクシー業界全体の労働条件を守る防波堤」としての重要な裁判となっています。

「原告側証言」

現場の怒りが法廷に響き

3氏は、会社側が営収に「0・9585」という係数を乗じて賃金を算定する仕組みを就業規則の変更というやり方で一方的に導入した

操作で実質的な賃下げを強行した経営姿勢を「労働契約の根幹を揺るがす不当な不利益変更だ」と厳しく糾弾しました。

続いて、東京地連を代表して証言台に立った徳永委員長は、ノースライドの

42席ある傍聴席は満席となり、傍聴支援に駆けつけた人のなかには法廷に入れない人も多くいました。判決は7月29日、13時10分開廷となり、東京地裁510号法廷で言い渡されます。

賃下げに及んだ

「合理的な理由」を示せ

本訴訟の最大の焦点は、会社側が主張する「賃下げに及んだ合理的な理由」

が、労働基準法第24条の賃金全額払いの原則や、労働契約法に照らして有効と言

えるのかということにあります。これまで原告団は自交総連非加盟の第7労組と合流し、総勢80人を超える原告団と8人の弁護団でたたかってきました。

東京地連は、この飛鳥グループの闘争を一企業の枠を超えた全タクシー労働者の生活と権利を守り、タクシー産業全体の「搾取構造」を打破するためのたたかいと位置づけています。

裁判はこの日の証人尋問を終え、結審・判決へとむかいます。東京地連は引き続き、全加盟組合の団結をもって、飛鳥のなかまの勝利を勝ち取るまで一致団結した支援をしていきます。